

別府市会社設立支援補助金交付要綱

制定 令和3年 3月30日
別府市告示第123号
改正 令和6年 4月11日
別府市告示第211号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における創業の裾野を広げ、新たな産業の創出を図るため、会社設立に係る費用の一部に対して予算の範囲内で別府市会社設立支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、別府市補助金等交付規則（平成2年別府市規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会社 会社法（平成17年法律第86号）第2条1号に規定する会社をいう。
- (2) 証明 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による市長の証明をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれも満たす者とする。

- (1) 事業を営んでいない個人又は開業届に記載した開業日から5年を経過していない個人事業主で、令和3年4月1日以降に新たに会社を設立した者であること。
- (2) 証明を受けていること。
- (3) 証明を活用し登録免許税半額軽減措置を受けて新たに会社を設立した者であること。
- (4) 別府市内に本店を置いていること。
- (5) 新たに設立した会社以外に、経営に携わっている会社がないこと。
- (6) 市税を完納していること。

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（補助対象事業及び補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、会社の設立の登記とする。

- 2 補助金の交付の対象となる経費は、会社の設立の登記に係る登録免許税とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次に掲げる会社の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とし、予算の範囲内で市長が決定する。

- (1) 株式会社 7万5千円
- (2) 合同会社 3万円

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、会社の設立が完了した日から起算して30日が経過する日又は会社の設立が完了した年度の3月31日のいずれか早い日までに、別府市会社設立支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 同意書（様式第2号）
- (2) 役員名簿（様式第3号）
- (3) 証明を受けたことが確認できる書類の写し
- (4) 設立した会社に係る履歴事項全部証明書の写し
- (5) 登録免許税を納付したことが確認できる書類の写し
- (6) 本人であることが確認できる書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、補助金交付の可否を決定し、別府市会社設立支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第 8 条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者は、別府市会社設立支援補助金交付請求書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求を受けた日から 30 日以内に補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第 9 条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(3) その他この要綱の規定に違反したとき。

（その他）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 4 月 1 日別府市告示第 2 1 1 号）

この要綱は、告示の日から施行する。